

「『新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律関係通達（所得税編）の制定について』の一部改正について」（法令解釈通達）の概要

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律関係通達については、所得税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第11号）等により新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律等の改正が行われたことに伴い、次のとおり改正するものです。

住宅ローン控除の控除期間13年間の特例措置について、個人が取得等をした床面積が40㎡以上50㎡未満である住宅の用に供する家屋（特例居住用家屋）についても適用できるとされたことに伴い（新型コロナ特法6の2）、その床面積については水平投影面積（登記簿上表示される床面積）によることなど、床面積の判定の仕方について通常の住宅ローン控除と同様の基準を定めることとする（新型コロナ特法通達（所）6の2-1～6の2-3）。